

## 愛媛県立子ども療育センター警備業務仕様書

愛媛県立子ども療育センターの警備業務については、本仕様書に基づいて実施するものとする。

なお、本仕様書に記載されていない事項については、委託者（以下「甲」という。）、受託者（以下「乙」という。）が協議のうえ、処理するものとする。

### 1 警備委託名

愛媛県立子ども療育センター警備業務

### 2 警備委託期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日（5年間）

### 3 警備対象及び所在地

- (1) 所在地 東温市田窪2135番地
- (2) 対象名 愛媛県立子ども療育センター

### 4 警備目的

甲の所有又は管理にかかる上記警備対象の火災、盗難を防止するとともに、その他の不良行為を排除し、財産の保全を図り、施設の適切な維持管理に寄与することを目的とする。

### 5 警備方法及び警備時間

#### (1) 警備方法

警備員による常駐警備と機械警備の併用方式とする。

#### (2) 常駐警備時間

常駐警備を実施する時間は、平日の17:00 から翌 8:30 まで及び愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条第1項に規定する県の休日の24時間とし、各1名配置する。

ただし、常駐警備時間外に警備をすることが必要である場合は、常駐警備を実施するものとする。

なお、この警備にかかる委託料については、別に締結する単価契約書によるものとする。

#### (3) 機械警備

機械警備は24時間行うものとし、警備の内容の詳細は、別紙1「愛媛県立子ども療育センター機械警備に関する基準」に記載のとおりとする。

## 6 常駐警備時間外の常駐警備が必要である場合

甲が施設管理上の必要から常駐警備を求めた日は、警備員は上記業務終了後、施設の安全を確認して、常駐警備業務を終了する。

## 7 機械警備装置の設置までの警備方法等

機械警備装置が設置されるまでの間、上記5の(1)にかかわらず、警備員による24時間常駐警備とし、この間は上記5の(2)で定める常駐警備時間外の常駐警備には該当しない。

## 8 警備内容

警備員室を警備拠点として次の業務を実施するものとする。

- (1) 施設管理用監視盤の監視及び措置（火災受信機、医療ガス設備等）  
（児童・思春期病棟分含む）
- (2) 異常事態発生時の措置（児童・思春期病棟分含む）
- (3) 機械警備用監視盤の措置
- (4) 門及びドア開閉業務（児童・思春期病棟分含む）
- (5) 鍵の管理（児童・思春期病棟分含む）
- (6) 来館者の安全確保に関する措置
- (7) 電話交換補助
- (8) 総合案内補助
- (9) その他の協議決定した事項

## 9 警備実施方法

- (1) 施設管理用監視盤の監視と措置（火災受信機、医療ガス設備等）  
監視盤を監視する。警報を確認したときは職員に連絡するとともに、発報場所へ出動して点検する。
- (2) 異常事態発生時の措置  
警備員は、警備業務中緊急又は異例の事態が生じたときは、直ちに消防署、警察署、職員に通報するとともに現場措置を行うなどの臨機対応を行い、事態の拡大防止を図るものとする。
- (3) 機械警備用監視盤の措置
  - ア 侵入警備を行うに当たっては、開始情報（ON）及び終了情報（OFF）を確認し、開始、終了時刻を記録する。
  - イ 乙の警備本部が警報の発生を確認したときは、発報場所へ出動して点検する。
- (4) 警備本部との連携業務の推進  
警備は、乙の警備本部と連絡を密にして効果的に実施する。
- (5) 巡回回数  
施設全体の巡回回数は1日3回とする。

#### (6) 児童・思春期病棟の警備実施方法

当該病棟の警備は、巡回は行わず、既設置のカメラ監視により行い、異常発見時は現場対応を行うこと。

#### 10 警備員の服務心得

警備員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 業務の実施に当たっては、頭髪、身だしなみを清潔に保ち、他人に不快感を与えないようにすること。
- (2) 業務中は、言動に注意し節度ある態度で業務を行い、来訪者の批判を受けることのないよう留意するとともに、甲の職員との良好なる人間関係の保持に努めること。
- (3) 業務中は、乙の制服、制帽等を着用すること。
- (4) 名札を付け、乙の発行する身分証明書を携帯すること。
- (5) 火災報知設備、消防設備等の取扱いについて日頃から熟知のうえ、適切な措置がとれるよう心掛けること。

#### 11 業務報告

警備員は、毎日、警備業務日誌（別紙2）に必要事項を記載して、事務局に提出するものとする。

#### 12 鍵の預託

警備実施に必要な鍵は、甲から乙に預託し、預託された鍵は厳重に取り扱い保管する。

#### 13 その他

- (1) この仕様書は、仕様の概要を示すものであるから警備実施上附帯的に実施しなければならないものについては、この仕様書に記載していないものであっても甲、乙協議のうえ実施するものとする。
- (2) 乙は、警備員名簿（別紙3）に写真を添えて、業務に従事させる前日までに甲に提出するものとする。また、警備員を変更する場合も同様とする。